

奈良女子大学数理・データサイエンス・AI 教育プログラム実施要項

(令和3年11月10日 改正 教育計画室)

(趣旨)

第1 この要項は、国立大学法人奈良女子大学学則第77条の2第2項により、教育プログラムとして本学が開設する数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（以下「プログラム」という。）の履修の方法及び認定等に関し必要な事項を定める。

(プログラムの目的)

第2 学士課程における学生の数理・データサイエンス・AI への関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AI を適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成することを目的とする。

(プログラム科目)

第3 以下の学習内容を含むプログラム科目（別記）を置く。

A	数理・データサイエンス・AI は、現在進行中の社会変化（第4次産業革命, Society 5.0, データ駆動型社会等）に深く寄与しているものであること、また、それが自らの生活と密接に結びついているものであること。
B	数理・データサイエンス・AI が対象とする「社会で活用されているデータ」や「データの活用領域」は非常に広範囲であって、日常生活や社会の課題を解決する有用なツールになり得ること。
C	様々なデータ利活用の現場におけるデータ利活用事例が示され、数理・データサイエンス・AI は様々な適用領域（流通、製造、金融、サービス、インフラ、公共、ヘルスケア等）の知見と組み合わせることで価値を創出するものであること。
D	ただし数理・データサイエンス・AI は万能ではなく、その活用にあたっての様々な留意事項（ELSI, 個人情報、データ倫理、AI 社会原則等）を考慮することが重要であること。また、情報セキュリティや情報漏洩等、データを守る上での留意事項への理解が重要であること。
E	実データ・実課題（学術データ等を含む）を用いた演習など、社会での実例を題材として、「データを読む、説明する、扱う」といった数理・データサイエンス・AI の基本的な活用法に関すること。

(履修の認定等)

第4 プログラム科目の履修の後、前項に定める学習内容の確認テストに合格した学生に修了証（様式第1）を発行する。

(雑則)

第5 この要項に定めるもののほか、プログラムに関し必要な事項は、教育計画室が定める。

附 則

この要項は、令和3年10月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

様式第 1

数理○ 第 号

修 了 証

学生番号

所 属

氏 名

年 月 日生

上記の者は、奈良女子大学数理・データサイエンス・AI 教育プログラムを
修了したことを証明する

年 月 日

奈良女子大学長 印

(注記) 証明番号の○は、所属の学部の一文字を取り、文・理・生・工のいずれかとする。

別記

プログラム科目

学習内容		科目名称
A	数理・データサイエンス・A I は、現在進行中の社会変化（第 4 次産業革命, Society 5.0, データ駆動型社会等）に深く寄与しているものであること、また、それが自らの生活と密接に結びついているものであること。	情報処理入門 I
B	数理・データサイエンス・A I が対象とする「社会で活用されているデータ」や「データの活用領域」は非常に広範囲であって、日常生活や社会の課題を解決する有用なツールになり得ること。	
C	様々なデータ利活用の現場におけるデータ利活用事例が示され、数理・データサイエンス・A I は様々な適用領域（流通、製造、金融、サービス、インフラ、公共、ヘルスケア等）の知見と組み合わせることで価値を創出するものであること。	
D	ただし数理・データサイエンス・A I は万能ではなく、その活用にあたっての様々な留意事項（ELSI, 個人情報、データ倫理, A I 社会原則等）を考慮することが重要であること。また、情報セキュリティや情報漏洩等、データを守る上での留意事項への理解が重要であること。	
E	実データ・実課題（学術データ等を含む）を用いた演習など、社会での実例を題材として、「データを読む、説明する、扱う」といった数理・データサイエンス・A I の基本的な活用法に関すること。	